大阪府特別職報酬等審議会

第１回資料（関係例規）

**目　次**

|  |  |
| --- | --- |
|  | ページ |
| 大阪府附属機関条例（抜粋） | １ |
|  |  |
| 大阪府特別職報酬等審議会規則 | ２～３ |
|  |  |
| 会議の公開に関する指針 | ４ |
|  |  |
| 傍聴要領 | ５ |
|  |  |
| 大阪府議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 | ６～９ |
|  |  |
| 大阪府議会議員の議員報酬の特例に関する条例 | ９ |
|  |  |
| 知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例 | １０～１３ |
|  |  |
| 知事等の給料等の特例に関する条例（抜粋） | １３ |

○大阪府附属機関条例（抜粋）

昭和二十七年十二月二十二日

大阪府条例第三十九号

〔附属機関に関する条例〕をここに公布する。

大阪府附属機関条例

(昭六〇条例一三・改称)

(設置)

第一条　法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、府が設置する執行機関の附属機関は、次のとおりとする。

一　知事の附属機関

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 担任する事務 |
| 略 | 略 |
| 大阪府特別職報酬等審議会 | 府議会議員の議員報酬並びに知事及び副知事の給料の額についての調査審議に関する事務 |
| 略 | 略 |

(委任)

第二条　法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、府が設置する執行機関の附属機関の組織、委員その他構成員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法その他附属機関に関し必要な事項は、当該執行機関が定める。

(昭五七条例一二・一部改正)

附　則

1. この条例は、公布の日から施行する。

―　１　―

○大阪府特別職報酬等審議会規則

昭和四十三年一月二十七日

大阪府規則第三号

大阪府特別職報酬等審議会規則をここに公布する。

大阪府特別職報酬等審議会規則

(趣旨)

第一条　この規則は、大阪府附属機関条例(昭和二十七年大阪府条例第三十九号。以下「条例」という。)第二条の規定に基づき、大阪府特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)の組織、委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭六〇規則一一・一部改正)

(職務)

第二条　審議会は、知事の諮問に応じて、条例第一条に掲げる当該担任事務について調査審議し、意見を述べるものとする。

(組織)

第三条　審議会は、委員十人以内で組織する。

2　委員は、府の区域内の公共的団体等の代表者、学識経験のある者及び府民のうちから知事が任命する。

(昭四九規則七六・昭五六規則一七・昭六三規則一一・一部改正)

(任期)

第三条の二　委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(昭四九規則七六・追加)

(会長)

第四条　審議会に会長を置く。会長は、委員が互選する。

2　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3　会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条　審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2　審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

－　２　－

(報酬)

第六条　委員の報酬の額は、日額一万七百円とする。

2　前項の報酬は、出席日数に応じて、その都度支給する。

3　委員のうち府の経済に属する常勤の職員である者に対しては、報酬を支給しない。

(昭四三規則三一・昭四七規則九二・昭五一規則一七・昭五二規則四二・昭五四規則五九・昭五六規則一七・昭六〇規則一一・昭六三規則一一・平三規則四七・平四規則一一・一部改正)

(費用弁償)

第七条　委員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

2　前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。

3　前二項の規定にかかわらず、委員のうち府の経済に属する常勤の職員である者の費用弁償の額は、その者が当該職員として公務のため旅行した場合に支給される旅費相当額とする。

(昭六〇規則一一・昭六〇規則七三・平三規則四七・平一一規則一一・平一八規則一七・平二〇規則六九・一部改正)

(支給方法)

第八条　委員の報酬及び費用弁償の支給方法に関し、この規則に定めがない事項については、常勤の職員の例による。

(昭六〇規則一一・平一九規則二六・一部改正)

(庶務)

第九条　審議会の庶務は、総務部において行う。

(昭五三規則二一・昭六〇規則一一・一部改正)

(委任)

第十条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則

(施行期日)

この規則は、平成二十年八月一日から施行する。

－　３　－

会議の公開に関する指針

昭和60年11月26日　大阪府知事決定

平成８年10月１日　一部改正

平成12年 6月１日　一部改正

　この指針は、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号）第３３条の規定に基づき、審議会等の「会議の公開」に関し、その在り方を示したものである。

１．目　的

　　審議会等の会議を公開することにより、その審議状況を府民に明らかにし、審議会等のより公正な運営の確保に資するとともに、府民参加による府政の推進に寄与することを目的とする。

２．対　象

　　この指針の対象とする審議会等は、府民、学識経験者等で構成され、法令、条例又は要綱の定めるところにより、府の事務について審議、審査、調査等を行なうために知事の下に設置された機関（以下「審議会」という。）とする。

３．会議の公開の基準

　　審議会の会議は、原則として公開するものとする。

　　ただし、審議会の会議が次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

　(1)　会議において大阪府情報公開条例第８条又は第９条の規定に該当する情報に関し審議する場合

　(2)　会議を公開することにより、公正・円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと　　認められる場合

４．公開・非公開の決定

　　審議会の会議の公開・非公開の決定は、審議会の会長が当該会議に諮って行うものとする。

５．公開の方法等

　(1)　審議会は、公開で行う会議については、会場に一定の傍聴席を設け、府民に傍聴を認めるものと　　する。

　　　なお、審議会の会長は、会議を円滑に運営するため会場の秩序維持に努めるものとする。

　(2)　審議会の会長は、報道機関の取材活動について十分配慮するものとする。

６．会議開催の周知

(1)　公開で行う会議の開催の周知は、大阪府公報によるほか、広報紙等を活用して行うものとする。

　ただし、会議の開催が緊急を要し、その暇のないときは、この限りでない。

　(2)　大阪府公報による会議開催の周知は、会議日の確定後直ちに行うものとする。

　(3)　会議開催の周知に当たっては、会議の開催日時及び場所、議題、傍聴者の定員、傍聴手続を明記　　するものとする。

７．その他

　　審議会は、会議の結果について、広報紙への掲載、報道機関への資料提供等により公表に努めるも　のとする。

－　４　－

傍聴要領

|  |
| --- |
| （傍聴手続）  （１）会議を傍聴しようとする方は、会議の開催予定時刻までに、  　　　関係の係員に住所及び氏名を申し出て、審議会の事務局の許  　　　可を得たうえで、係員の指示に従い、会場に入場してくださ  　　　い。  （２）傍聴の受付は先着順で行いますので、定員になり次第、受付  　　　を終了します。    （傍聴者の遵守事項）  　傍聴者は、次の事項を遵守してください。  （１）公然と意見を表明する等会議を妨害しないこと。  （２）事務局の許可なく、会議の模様を撮影し、録音しないこと。  （３）その他礼儀を守り、いやしくも会議を軽視するような行為をしないこと。    （会場の秩序維持）  　　　傍聴者が、前項の規定に違反したときは、これを注意し、なお、これを改めないときは、退場していただくことがあります。 |

－　５　－

○大阪府議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

昭和三十一年九月二十四日

大阪府条例第二十一号

〔大阪府議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例〕をここに公布する。

大阪府議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

(平二〇条例八〇・改称)

(趣旨)

第一条　大阪府議会議員(以下「府議会議員」という。)の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法等は、この条例の定めるところによる。

(昭六〇条例七・平二〇条例八〇・一部改正)

(議員報酬)

第二条　府議会議員の議員報酬の額は、次の表のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 議員報酬の額(月額) |
| 議長 | 一、一七〇、〇〇〇円 |
| 副議長 | 一、〇三〇、〇〇〇 |
| 議員 | 九三〇、〇〇〇 |

(昭六〇条例七・全改、昭六三条例四・平四条例四・平二〇条例八〇・一部改正)

第三条　府議会議員の議員報酬は、就職したときはその月分から、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散(以下「任期満了等」という。)により職を離れたときはその月分まで支給する。

2　就職した日又は任期満了等(死亡を除く。)により職を離れた日の属する月分の議員報酬の額は、月の一日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、当該月の現日数を基礎として日割りをもって計算した額を支給する。

3　職務の異動に伴い議員報酬の額に差異を生じた場合のその月分の議員報酬の額は、それぞれの職務における議員報酬の額について当該月の現日数を基礎として日割りをもって計算した額の合計額を支給する。この場合において、同一の日に複数の職務にあったときの同日についての日割りによる計算の基礎となる議員報酬の額は、いずれかその多い方の額とする。

4　第一項の規定にかかわらず、議員報酬は、いかなる場合においても、重複して支給しない。

5　府議会議員の議員報酬は、毎月下旬にその月分を支給する。

－　６　－

(昭六〇条例七・平一六条例六六・平一九条例五八・平二〇条例四六・平二〇条例八〇・一部改正)

第四条　被告人又は被疑者として身体の拘束を受けていることにより招集に応じず、又は委員会を欠席した日の属する月(以下この項において「欠席月」という。)以後の月分の府議会議員の議員報酬は、同日後において最初に招集に応じ、若しくは委員会に出席した日又は被告人若しくは被疑者として身体の拘束を受けていること以外の事由により招集に応じず、若しくは委員会を欠席した日の属する月(欠席月と同一の月である場合は、その翌月)以後の月分の議員報酬を除き、その支給を停止する。

2　前項の規定による議員報酬の支給の停止は、当該議員報酬の支給の停止の事由に係る刑事事件について公訴を提起しない処分があったとき又は無罪の裁判(無罪の裁判と同様の効果を有するものを含む。)が確定したときは、これを解除する。

3　第一項の規定による議員報酬の支給の停止の事由に係る刑事事件について有罪の裁判が確定したときは、同項の規定によりその支給を停止した議員報酬及び当該有罪の裁判において言い渡された刑の執行として刑事施設に収容された期間の始期の属する月からその終期の属する月までの月分の議員報酬は、支給しない。この場合において、第一項の規定により支給を停止されるべきであった月分の議員報酬で既に支給を受けたものがあるときは、当該月分の議員報酬を支給された府議会議員は、これを返納しなければならない。

(平二〇条例四六・追加、平二〇条例八〇・一部改正)

(費用弁償)

第五条　府議会議員が公務のため府の区域外の地域(府に隣接する府県の区域内において規程で定める地域を除く。)に旅行したときは、費用弁償を支給する。

2　知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例(昭和二十二年大阪府条例第十八号)第七条の規定は、前項の費用弁償の額について準用する。

(昭三四条例三一・全改、昭三八条例三五・昭四五条例一二・昭五一条例九四・昭五四条例二六・昭五六条例六・昭六〇条例七・平五条例五・平一五条例一〇四・一部改正、平二〇条例四六・旧第四条繰下、平二〇条例四九・一部改正)

(期末手当)

第六条　府議会議員で六月一日又は十二月一日(以下「基準日」という。)に在職するものに期末手当を支給する。基準日前一箇月以内に任期満了等により職を離れた者(当該基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。)についても同様とする。

2　前項の期末手当の額は、それぞれその基準日現在(同項後段に規定する職を離れた者にあっては、任期満了等により職を離れた日現在)における議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に百分の二十を乗じて得た額の合計額に六月に支給すべき期末手当にあっては百分の百九十、十二月に支給すべき期末手当にあっては百分の百九十五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

－　７　－

一　六箇月　百分の百

二　五箇月以上六箇月未満　百分の八十

三　三箇月以上五箇月未満　百分の六十

四　三箇月未満　百分の三十

3　前項に規定する在職期間の計算は、常勤の職員の例による。

(昭三一条例四八・昭三二条例四四・昭三三条例五三・昭三四条例二八・昭三五条例二三・昭三五条例三四・昭三六条例三七・昭三八条例二六・昭三九条例二・昭三九条例五〇・昭四〇条例五七・昭四一条例三五・昭四五条例一二・昭四六条例七・昭四六条例四五・昭四九条例五五・昭五二条例三・昭五三条例五一・昭六〇条例七・平元条例三四・平二条例三三・平三条例四一・平五条例三七・平六条例四八・平一〇条例八・平一一条例五二・平一二条例一五七・平一三条例八九・平一四条例一〇七・平一五条例九六・平一六条例六六・平一九条例五八・一部改正、平二〇条例四六・旧第五条繰下・一部改正、平二〇条例八〇・平二一条例一〇四・一部改正)

第七条　基準日前六箇月以内に第四条第一項の規定により当該月分の議員報酬の支給を停止した月(同項の規定により支給を停止すべきであった月分の議員報酬で既に支給したものがあるときは、当該月を含む。)があるときは、前条第一項の期末手当のうち、それぞれその基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の月数を基礎として月割りをもって計算した当該議員報酬の支給を停止した月分の額に相当する部分は、その支給を停止する。

2　第四条第二項の規定は、前項の規定により期末手当の一部の支給を停止した場合に準用する。

3　基準日前六箇月以内に第四条第三項の規定により当該月分の議員報酬を支給しなかった月(同項後段の規定により当該月分の議員報酬を返納しなければならない月を含む。)があるときは、前条第一項の期末手当のうち、それぞれその基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の月数を基礎として月割りをもって計算した当該議員報酬を支給しなかった月分の額に相当する部分は、支給しない。

(平二〇条例四六・追加、平二〇条例八〇・一部改正)

(支給方法等)

第八条　府議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法については、この条例に定めるもののほか、常勤の職員の例による。

－　８　－

(昭六〇条例七・平一九条例五八・一部改正、平二〇条例四六・旧第六条繰下、平二〇条例八〇・一部改正)

附　則

1　この条例は、公布の日から施行し、昭和三十一年九月一日から適用する。

(施行期日)

この条例は、平成二十一年十二月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

○大阪府議会議員の議員報酬の特例に関する条例

平成二十年七月三十日

大阪府条例第四十七号

〔大阪府議会議員の報酬の特例に関する条例〕をここに公布する。

大阪府議会議員の議員報酬の特例に関する条例

([平二〇条例八〇](JavaScript:void%20fnGngLink(8179,3269))・改称)

大阪府議会議員の議員報酬の月額は、平成二十年八月一日から平成二十三年四月二十九日までの間において、[大阪府議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和三十一年大阪府条例第二十一号)第二条](JavaScript:void%20fnHonLink(8856,'k2010199042201151.html','J2'))の規定にかかわらず、[同条](JavaScript:void%20fnHonLink(8856,'k2010199042201151.html','J2'))に定める額からその百分の十五に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額は、[同条](JavaScript:void%20fnHonLink(8856,'k2010199042201151.html','J2'))に定める額とする。

附　則

この条例は、平成二十年八月一日から施行する。

附　則(平成二〇年条例第八〇号)

この条例は、公布の日から施行する。

－　９　－

－　９　－

○知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例

昭和二十二年八月二十七日

大阪府条例第十八号

本府議会の議決を経て〔知事、副知事、出納長及び副出納長の給料及び旅費条例〕を、次のように定める。

知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例

(昭三二条例三六・昭三三条例三三・平一九条例三・改称)

(趣旨)

第一条　知事及び副知事(以下「知事等」という。)の給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法等は、この条例の定めるところによる。

(昭三二条例三六・昭三三条例三三・昭六〇条例七・平一九条例三・一部改正)

(給料)

第二条　知事等の給料の額は、次の表のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 給料の額(月額) |
| 知事 | 一、四五〇、〇〇〇円 |
| 副知事 | 一、一四〇、〇〇〇 |

(昭六〇条例七・全改、昭六三条例四・平四条例四・平一九条例三・一部改正)

(手当)

第三条　知事等には、給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を支給する。

(昭五五条例三五・追加、昭六〇条例七・平三条例四一・平一七条例一四・一部改正)

第四条　知事等の通勤手当の額は、府の一般職の職員の例による。

(昭五五条例三五・追加、昭六〇条例七・平三条例四一・平一七条例一四・一部改正)

第五条　知事等の期末手当の額は、六月一日又は十二月一日(以下「基準日」という。)現在(基準日前一箇月以内に退職した場合においては、退職した日現在)において知事又は副知事が受けるべき給料の月額及びその月額に百分の二十を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の百九十、十二月に支給する場合においては百分の百九十五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例(昭和三十九年大阪府条例第四十五号)第二条第二項各号に定める割合を乗じて得た額とする。

－　１０　－

2　前項に規定する在職期間の計算は、府の一般職の職員の例による。

(昭二三条例七二・追加、昭二四条例八九の二・昭三二条例三六・昭三三条例三三・昭四三条例二・昭四七条例五二・昭四九条例五五・昭五二条例三・昭五三条例五一・一部改正、昭五五条例三五・旧第二条の二繰下・一部改正、昭六〇条例七・平元条例三四・平二条例三三・平三条例四一・平五条例三七・平六条例四八・平一〇条例八・平一〇条例四八・平一一条例五二・平一二条例一五七・平一三条例八九・平一四条例一〇七・平一五条例九六・平一七条例一四・平一九条例三・平二一条例一〇二・平二一条例一〇三・一部改正)

第六条　知事等の退職手当の額は、退職した日における知事又は副知事の給料の月額にその者の在職月数を乗じて得た額に、それぞれ次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 割合 |
| 知事 | 百分の六十 |
| 副知事 | 百分の四十五 |

2　前項に規定する在職月数は、暦に従って計算し、一月に満たないときは一月とし、一月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

3　第一項に規定する退職手当の支給は、知事又は副知事の任期ごとに行う。

(昭五五条例三五・追加、昭六〇条例七・平一一条例三七・平一三条例一一・平一五条例九六・平一九条例三・一部改正)

(旅費)

第七条　知事等の旅費の額は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)(宿泊料、着後手当、支度料及び日額旅費並びに内国旅行の場合の日当及び食卓料に関する規定を除く。)に定める内閣総理大臣等中のその他の者相当額とする。

2　職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)の規定中宿泊料並びに管内及び管内以外の同一地域における旅行の場合の旅費(宿泊料を除く。)に関する規定は、知事等の旅費について準用する。この場合において、同条例別表第一第一号の表中「八、七〇〇円」とあるのは「一三、二〇〇円」と、「七、六〇〇円」とあるのは「一一、六〇〇円」と、同条例別表第二第一号の表中「

－　１１　－

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 円  八、三〇〇 | 円  七、〇〇〇 | 円  五、六〇〇 | 円  五、一〇〇 | 円  二五、七〇〇 | 円  二一、五〇〇 | 円  一七、二〇〇 | 円  一五、五〇〇 | 円  一七、四〇〇 | 円  一四、五〇〇 | 円  一一、六〇〇 | 円  一〇、四〇〇 | 円  七、七〇〇 |
| 六、二〇〇 | 五、二〇〇 | 四、二〇〇 | 三、八〇〇 | 一九、三〇〇 | 一六、一〇〇 | 一二、九〇〇 | 一一、六〇〇 | 一三、一〇〇 | 一〇、九〇〇 | 八、七〇〇 | 七、八〇〇 | 五、八〇〇 |

」とあるのは「

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 九、四〇〇円 | 七、九〇〇円 | 六、三〇〇円 | 五、七〇〇円 | 二九、〇〇〇円 | 二四、二〇〇円 | 一九、四〇〇円 | 一七、四〇〇円 | 一九、六〇〇円 | 一六、三〇〇円 | 一三、一〇〇円 | 一一、七〇〇円 | 八、〇〇〇円 |

」と読み替えるものとする。

(昭三二条例三六・全改、昭五五条例三五・旧第三条繰下、昭六〇条例七・平二〇条例五五・一部改正)

(支給方法等)

第八条　知事等の給料の支給方法に関し、この条例に定めがない事項については、府の一般職の職員の例による。

2　知事等の手当及び旅費の支給については、この条例に定めるもののほか、府の一般職の職員の例による。ただし、職員の退職手当に関する条例(昭和四十年大阪府条例第四号)第十八条の規定は、適用しない。

(昭六〇条例七・全改、平九条例四四・平一一条例八・平二二条例五〇・一部改正)

附　則

1　この条例は、昭和二十二年五月三日から、これを適用する。

(昭四九条例二九・一部改正)

2　国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号。以下「法」という。)第二条第一項に規定する職員(以下「国家公務員」という。)であった者であって引き続き副知事となったもの、又は国家公務員であった者であって引き続き職員の退職手当に関する条例(昭和四十年大阪府条例第四号。以下「退職手当条例」という。)第一条に規定する職員となったものであって引き続き副知事となったものに係る法又は退職手当条例に基く退職手当の算定の基礎となるべき勤続期間は、その者の副知事としての勤続期間に通算する。

(平一一条例三七・全改)

3　前項に規定する者が引き続き国家公務員となったときは、この条例による退職手当は、支給しない。

(昭五五条例三五・追加、昭六二条例二・平一一条例三七・一部改正)

4　附則第二項に規定する者の退職手当については、第六条第一項及び第三項の規定にかかわらず、その額は次に掲げる額の合計額とし、その支給方法は府の一般職の職員の例による。

一　退職の日における給料の月額にその者の副知事としての在職月数を乗じて得た額に百分の四十五を乗じて得た額

二　退職の日における給料の月額及び法又は退職手当条例に基づく退職手当の算定の基礎となるべき勤続期間を基礎として、退職手当条例第五条並びに職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年大阪府条例第五十号)附則第三項及び第五項の規定の例により計算して得た額

(昭五五条例三五・追加、平一一条例三七・平一四条例一〇七・一部改正)

5　当分の間、副知事の退職手当の額は、第六条第一項及び前項の規定により計算した額にそれぞれ百分の八十を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額)とする。

－　１２　－

(平二〇条例五五・追加)

6　平成二十一年六月に支給する期末手当に関する第五条第一項の規定の適用については、同項中「百分の二百十」とあるのは、「百分の百九十五」とする。

(平二一条例七三・追加、平二一条例一〇三・一部改正)

(施行期日)

1　この条例は、平成二十一年十二月一日から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条、第七条及び第十条の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

○知事等の給料等の特例に関する条例（抜粋）

平成二十年七月三十日

大阪府条例第五十一号

知事等の給料等の特例に関する条例をここに公布する。

知事等の給料等の特例に関する条例

(知事及び副知事の給料の特例)

第一条　知事及び副知事の給料の月額は、平成二十年八月一日から平成二十三年三月三十一日までの間(以下「特例期間」という。)において、知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例(昭和二十二年大阪府条例第十八号)第二条の規定にかかわらず、同条に定める額から、知事にあってはその百分の三十、副知事にあってはその百分の二十に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。

（略）

附　則

この条例は、平成二十年八月一日から施行する。

(施行期日)

1　この条例は、平成二十一年十一月一日から施行する。

－　１３　－